

# 公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会定款

【平成29年3月2日 改正後】

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を福島県福島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号。以下「法律」という。）の制定趣旨に基づき、専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資質向上を図り、多数の者が使用又は利用するビルにおける衛生的環境条件の確保を期し、もって環境衛生の向上と増進、障がい者等就労弱者の就労支援等に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築物の衛生環境の維持管理に関する知識の普及及び啓発をする事業
- (2) 建築物の安全衛生環境の維持向上を図る事業
- (3) 建築物の衛生環境の維持管理に関する講習会及び研究会の開催
- (4) 障がい者等就労弱者の就労支援をする事業
- (5) 建築物等における放射性物質・その他有害物質の除去事業及び除染の技術講習会の開催
- (6) 建築物の衛生環境の維持管理に関する功労者の表彰をする事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人とし、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、知事登録をしていること若しくは登録する意向のあること又はビルメンテナンス業を2年以上経営していること。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人とし、原則として、法律に基づき、知事登録をしていること若しくは登録する意向のあること又はビルメンテナンス業若しくはこれに関連する業を2年以上経営していること若しくは関係する資格を有していること。
- (3) 賛助会員 この法人の事業に関し、直接又は間接に関連ある事業を営み、この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は法人であること。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員、準会員及び賛助会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員、準会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、総務委員会の審査を経た上で、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 前条により承認を得た者は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

(会費)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 本会の運営上、特に必要がある時は、総会の議決を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) 6箇月以上会費を滞納したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の設立の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、不履行の義務は、これを免れることができない。

2 資格を喪失したときは、会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構成等)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

第15条 通常総会は、毎事業年度の終了後60日以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員が代表理事に対し総会の目的たる事項及び開催理由を記載した書面により請求したとき。

(召 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総会を招集するには、総正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、2週間前までに書面にて通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定 足 数)

第19条 総会においては正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、この定款に別に規定するもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

- 2 会長、議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。必要により1名を専務理事（事務局長兼務）とする。
- 3 前項の会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、選任する。

- 2 役員を選任に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、専務理事については、員外理事を充てるものとする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を福島県に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長の業務を補佐し、この法人の業務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事業若しくは著しく不当な事業があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の場合において、会長に対し監事は、理事会の招集を請求することができる。

### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、再任されることができる。
- 4 理事又は監事は、辞任した場合又は任期満了により退任した場合においても、第23条に定める定数に欠ける場合は後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (顧問及び相談役)

第28条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者のうちから、相談役は本会に特に貢献のある者のうちから、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

- 3 顧問及び相談役は、理事会から諮問された事項について、意見を述べるができる。
- 4 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し、必要な事項は理事会の議決を得て、会長が定める。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議により、これを解任することができる。

(役員等の報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。

## 第6章 理 事 会

(構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務の企画及び執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長並びに業務執行理事の選定及び解職
  - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

- 第33条 理事会は会長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
  - 3 理事会における表決権については、代理人に委任することができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(運営委員会及び委員会・部会)

- 第38条 理事会は、事業の運営に必要な専門委員会及び部会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、理事会を補佐し、各委員会事業運営を総括する。
  - 3 委員会及び部会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

- 第39条 この法人は、業務執行のため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務を処理するため、事務局長及び事務職員若干名を置くことができる。
  - 3 事務局長及び事務局職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
  - 4 事務局長及び事務局職員は、有給とする。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 この法人の事業計画書及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第46条 前条の規定に該当するもの及びこの法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第50条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 雑 則

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の理事及び監事は、次のとおりとする。  
理事は、飯澤建八郎、佐藤日出一、荒忠敬、佐々木恒雄、田畑光三、菅家惣一郎、荒武士、八巻弘一、篠田強、本田紘一、芳賀潔の11名とし、監事は高木信明、小針勉の2名とする。
- 3 この法人の最初の会長は、飯澤建八郎とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

この定款は、平成27年5月21日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。



